

## 由布市ホームページ広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、由布市有料広告掲載に関する要綱（平成20年1月29日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、由布市のホームページ（以下「ホームページ」という。）に対する広告物の掲載（以下「広告掲載」という。）に係る事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の種類及び基準)

第2条 ホームページに掲載する広告物は、リンクを設定した広告の画像を掲載して行う広告（以下「バナー広告」という。）で、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 要綱第4条の基準を満たすもの
- (2) 別紙に定める由布市ホームページ広告掲載基準

### (広告掲載の期間)

第3条 広告掲載の期間は1か月単位とし、広告掲載の開始日及び終了日は市長が定める。

2 市長は、市のサーバーの保守等のためホームページの公開を停止する場合も、広告掲載の期間は延長しないものとする。ただし、ホームページの停止する時間が1ヶ月に72時間を超えるときは、この限りでない。

### (広告の募集)

第4条 広告の募集は、市長がホームページの管理状況等を勘案し、その時期、広告掲載の位置、広告枠数等を決定し、ホームページ又は市報への掲示その他の方法で行うものとする。

2 市長は、広告の募集に際し、希望するものに対し、広告を募集する旨の案内をすることができる。

### (広告の申込み)

第5条 バナー広告の広告申込者は、要綱第8条の由布市有料広告掲載申込書（様式第1号）を市長が定める日までに、持参、郵送、ファクシミリ、電子メール等の方法で市長に提出しなければならない。

### (広告掲載の承諾)

第6条 市長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、要綱第8条の規定により、広告掲載の承諾の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、広告掲載を承諾（却下）するときは、要綱第8条の由布市有料広告掲載決定・却下通知書（様式第2号）により、広告申込者に通知するものとする。
- 3 市長は、承諾可否を判断するための必要な資料（デザイン素材、ラフ・スケッチ等）の提出を、広告申込者に求めることができる。
- 4 広告の掲載枠の枠数に満たないときは、要綱第8条第3項に基づき随意契約の方法により広告掲載者を決定する。また、広告の予定枠数を超えるときは、広告掲載の期間が長いものを優先し、必要に応じて抽選等により広告掲載者を決定する。

（広告物の原稿データの提出）

第7条 前条の規定により広告掲載の承諾を受けた者（以下「広告主又は広告取扱業者」という。）は、市長が指定する日までに当該バナー広告の原稿データ（電磁的記録物）を市長に提出しなければならない。

（広告物の制作及び経費負担）

第8条 広告物の原稿データは、広告主又は広告取扱業者が作成し、経費を負担するものとする。

（広告掲載料）

第9条 広告掲載に係る料金（以下「広告掲載料」という。）は、広告掲載の期間、位置、ホームページの加工経費等を勘案し、市長が定める。

- 2 広告主又は広告取扱業者は、市長が指定する日までに広告掲載料を納付しなければならない。
- 3 既納の広告掲載料は、返還しないものとする。ただし、広告主又は広告取扱業者の責めに帰すことができない事由により広告掲載を中止したときは、この限りでない。
- 4 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料は、広告掲載を中止した日の属する月以降に係る既納の広告掲載料とし、利子を付さない。

（広告掲載位置の変更）

第10条 市長は、広告枠数の変更、ホームページのデザインの変更又はホームページの管理上の理由のためホームページを変更する場合は、広告掲載中のバナー広告のホームページ内における位置及び順番をその広告の価値を著しく損なわないと認められる範囲で変更することができるものとする。

（広告の変更及び中止）

第11条 広告主又は広告取扱業者は、広告掲載の開始日が属する月の翌月以降にバナー広告の変更をすることができる。この場合において、バナー広告の変更は、1月に1回

までとする。

- 2 広告主又は広告取扱業者は、バナー広告の変更をするときは、別紙2の広告掲載等利用変更（廃止）届（様式第3号）を変更日の30日前までに市長に提出しなければならない。
- 3 広告主又は広告取扱業者は、自己の都合により広告掲載を取り下げるときは、広告掲載等利用変更（中止）届（様式第3号）を取り下げる日の5日前までに市長に提出しなければならない。

（委任）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項等はその都度協議して定める。

## 附 則

この要領は、平成20年9月8日から施行する。